

自民党の新憲法起草委員会(委員長・森喜朗前首相)に十分野の小委員会が提出した改憲草案に向けた要綱(抜粋)は次の通りです。

【前文】

1. 作成の指針
①新たな憲法前文の草案は、自由民主主義の主義主張を堂々と述べながら、広く国民の共感を博する内容とする。

②現行憲法から継承する基本理念(国民主権、基本的人権、平和主義)をより簡潔に記述し直すとともに、現代および未来の国際社会における日本の国家目標を高く掲げる。

③現行憲法に欠けていた日本の国土、自然、歴史、文化など、国の生成発展についての記述を加え、国民が誇り得る前文とする。

④「なぜ今、新憲法を制定するのか」という意義を前文で明らかにする。戦後六十年の時代の進展に応じて、日本史上初めて国民みずから主体的に憲法を定めることを宣言する。

⑤ 略

2. 前文に盛り込むべき要素

①国の生成(一部略)
・我々は多民族的価値を認め、和の精神をもつて国の繁栄をはかり、国民統合の象徴たる天皇と共に歴史を刻み進んできたこと。

②国の原理(一部略)
・日本国民は人権を享受する者として、広く公共の福祉に尽力すること。

③国の目標(一部略)
・外に向けては、国際協力を旨として、積極的に世界の平和と諸国民の幸福に貢献すること。地球上いっしょにおいても、圧政や人権侵害を排除するため不断の努力を怠らなからず、地球環境の保全と世界文化の創造に寄与すること。

④結語(一部略)
・明治憲法(大日本帝国憲法)、昭和憲法(現行日本国憲法)の歴史的意義を踏まえ、日本史上、初めて国民みずから主体的に憲法を定める時機に到達したこと。

【天皇】
一、憲法上の位置付け
(略)
二、象徴天皇制
現行の象徴天皇とする。なお、元首として明記すべきとの意見もあった。

三、皇位継承及び継承順位(略)
四、天皇の国事行為等(一部略)
○「公的行為」として「憲法に定める」国事行為と私人としての「私的行為」以外の行為

として、「象徴としての行為(公的行為)」が幅広く存在するよう留意すべきである。

【安全保障及び非常事態】
一、戦後日本の平和国家としての国際的信頼と実績を高く評価し、これを今後とも重視する。このため、我が国の平和主義の原則が不変のものであることを明記する。この主旨を明記する。

二、自衛のため自衛軍を保持する。
自衛軍は、国際の平和と安定に寄与するよう努むる。

三、内閣総理大臣の最高指揮権及び民主的文明統制の原則に関する規定を盛り込む。

(検討事項)
一、重罪裁判所、二、非常事態、三、安全保障基本法、四、国際協力基本法

【国民の権利及び義務】

一、権利と義務の規定全体について(一部略)
○基本的人権と国民の義務に関する30条から40条に関しては、おおむね修正を加えるべきである。

○個人の権利には義務が伴い、自由には責任が当然伴うこと的主旨の文言を前文に明記する。現行12条(自由、権利の保持義務)で言及すべきである。

②基本的人権の不可侵規定(11条)について(略)
③「公共の福祉」(12、13条)について
○現行の「公共の福祉」の概念は曖昧である。個人の権利を相互に調整する概念として、また国家の安全と社会秩序を維持する概念として明確に記述すべきである。

○「公共の福祉」の概念をより明確にするため、「公益」あるいは「秩序」などの文言に置き換える。

○「公衆の利益」は、個人として尊重されるべきに「公衆」の尊重を保持しなされるべき「公衆」の尊重に「公衆」の尊重を追求する。なお、前文で書へべきとの意見もある。

④平等の原則(14条)について(略)
⑤権利規定の一部修正すべき点
a 多数の自由(20条)について(一部略)
○政教分離原則を維持すべきだが、一定の宗教的活動に国や地方自治体が参加する場合は、社会的慣習や歴史的・文化的の慣習を考慮し、文化的行事の範囲内であれば、許容される。

b 表現の自由(21条)について
○集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は保障されるが、青少年の健全育成に悪影響を与えるおそれのある有書情報や図書の出版・販売は、「公の秩序」に照りつて、法律により制限されるべきである。

c 結社の自由(22条)について
○暴力的破壊活動を行う結社、あるいは犯罪を目的とする結社は、「公の秩序」に照りつて、法律により制限されるべきである。

d 財産権(29条)について(略)
⑥(原文のまま)追加すべき新しい権利規定
a 国民の知る権利(略)
b 国民の個人情報などを守る権利(略)
c 犯罪被害者の権利(略)
d 環境権

○国民は、現在から将来に亘りわたって「公益」に反しない限り、良好な環境の下で生活する権利を有する。

e 知的財産権(略)
f 司法への国民参加(略)
⑦追加すべき新しい義務(一部略)
これは裁判所において具体的に強制することが可能な「義務」ではなく、幅広く抽象的な前記規定を意味する。

a 国防の義務
○国家の独立と国民の安全は、国の義務であると同時に、国民の不断の努力により保持されなければならない。

○国民は自己の保護にあることも養育する義務を有する。また、親を敬う精神を尊重しなされるべきである。

b 社会的費用を負担する義務
○国民は納税の義務(30条)に加え、社会保障制度の保険料や社会的費用を負担する義務を有する。

c 家庭等を保護する責任
○国民は夫婦の協力と責任により、自らの家庭を良好に維持しなければならない。

○国民は自己の保護にあることも養育する義務を有する。また、親を敬う精神を尊重しなされるべきである。

○国民は自己の保護にあることも養育する義務を有する。また、親を敬う精神を尊重しなされるべきである。

○国民は自己の保護にあることも養育する義務を有する。また、親を敬う精神を尊重しなされるべきである。

○国民は自己の保護にあることも養育する義務を有する。また、親を敬う精神を尊重しなされるべきである。

○国民は自己の保護にあることも養育する義務を有する。また、親を敬う精神を尊重しなされるべきである。